

資料3

難病医療提供体制について

1.

難病医療提供体制の変遷

年 月	法令・方針等	内 容
昭和47年10月	難病対策要綱	・スモンより国の難病対策開始
平成10年		・国：難病医療提供体制整備事業重症難病患者の入院施設の円滑な確保 ・県：難病医療拠点病院／難病医療協力病院を指定
平成27年1月	難病法	
	難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針	・できる限り早期に正しい判断ができる体制の構築（難病診療連携拠点病院） ・診断後、より身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制の確保 ・医療機関や診療科等の連携強化 ・小児慢性特定疾病児童等に成人後も必要な治療を切れ目なく行うための医療従事者間の連携推進
平成30年4月	新たな難病医療提供体制の構築	・県内の医療機関で診断がつかない場合、難病医療支援ネットワークへ照会

2.

福島県内の難病医療提供体制

難 病 医 療 提 供 体 制
○福島県 ・難病診療連携拠点病院：なし ・難病医療拠点病院：1箇所（県立医大病院） ・難病医療協力病院：33箇所
【福島市】 ・難病医療拠点病院：1箇所（県立医大病院） ・難病医療協力病院：5箇所（大原総合病院、あづま脳神経外科病院、済生会福島総合病院、わたり病院、福島赤十字病院） ・一次、二次、三次医療圏で医療を受けることができる ・連携や体制整備に関する検討が今後の課題

※(参考)東北6県の難病医療提供体制

	難病診療連携拠点病院	難病診療分野別病院	難病医療拠点病院	難病医療協力病院
青森県	1	1	(－)	6
岩手県	1	0	(－)	22
宮城県	1	10	(－)	19
秋田県	1	2	(－)	17
山形県	1	1	(－)	38
福島県	(－)	0	1	33

3. 第1回協議会の意見

- (1) 身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制
- (2) 早期に正しい診断ができる体制の構築
- (3) 難病診療連携拠点病院の設置
(コーディネーターの配置)
- (4) 一時入院、レスパイト先の調整
- (5) 難病診断前後の患者や家族への精神的支援等が必要
- (6) 小児慢性特定疾病児童等に対する、成人後も切れ目のない必要な医療の提供
- (7) 医療従事者や支援者向けの研修

新たな難病の医療提供体制のイメージ（全体像）

